

資金管理業務規程の変更について

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)第76条第2項第2号が改正され(平成18年10月1日施行予定)、再資源化預託金等の取り戻しをする際に申請書に添付する書類として認めるものの範囲が拡大されるため、資金管理業務規程第22条第2項(2)を変更する。(新旧対照表は別紙のとおり)

現行の業務規程では、再資源化預託金等の取り戻しをする際に申請書に添付する必要がある書類として、当該自動車が出荷されたことを確認するため、「当該自動車の船積みがあった旨が記載された船荷証券(当該自動車の車台番号の記載があるものに限る)の写し」を規定しているが、上記省令の改正を受けて、「その他船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類(当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る)の写し」も上記の添付書類として認めるよう規定を変更する。